

総合エネルギー調査会電気事業分科会
第2回制度改革評価小委員会議事要旨

日 時：平成17年10月31日(月) 14:00～16:00

場 所：経済産業省別館11階1120共用会議室

出席者：(委 員) 金本委員長、大山委員、田中委員、松村委員、
(オブザーバー) 電気事業連合会 寺本 事務局長、
(株)エネット 武田 取締役
(ヒアリング対象者) 高島屋ビルメンテナンス(株) 大室 関東事業部長、
トステム(株) 野田 野田工場保全グループ課長、
大口自家発電施設者懇話会 判治 理事長
(事務局) 片山 電力市場整備課長、岩野 電力流通対策室長、
鈴木 電力市場整備課課長補佐、
田中 電力市場整備課課長補佐

議事概要

委員及びオブザーバーから以下のとおり発言があった。議論概要は以下のとおり。

自由化対象需要家ヒアリング(高島屋ビルメンテナンス(株))

関西地区店舗がPPSに切替が進まないとの発言があったが、現在の状況はどうなっているのか。

百貨店協会全体においては、関西地区でのPPSへの切替が進んでいない。関西電力の営業がしっかり行われているためではないかと考える。

託送・振替インバランス料金が高いことが弊害となって高圧部門への切り替えが進んでいないと考えているが、今後、本小委員会にて議論をお願いしたい。

一般電気事業者とそれ以外の電気事業者では排出係数が異なるが、PPSの発電は火力主体であり、発電所を停止する場合、二酸化炭素の排出量が多い発電所から順次停止を行い、排出量の少ない最新設備を持つことも考えている。第1回の小委員会でも発言したように、系統から購入している電力については、同じ排出係数で評価をすべきと考える。今回の評価の中でも検討していただきたい。

また、ガスと電気の一括供給等、様々な御提案をいただいたが、単に安い料金での電気の供給のみならず、他のサービスも考えていきたい。

二酸化炭素の排出原単位係数については、東京都で設定している換算係数を用いて算出しているが、系統から供給される電力については同じ係数を用いて算出できると需要家としてはありがたい。

自由化後の電力会社の営業努力を評価して頂いたと考えている。電力会社としては、今後も需要家の提案に添った供給を行うべく、今回の需要家からの資料を参考とさせて頂く。

4点ほど発言したい。

1つ目に、資料によれば、PPSの提案次第で価格が決まり、電力会社はコストメリットのある提案をしないということであるが、自由な料金設定が可能となっても新規参入者に直接対抗するメニューをつくることはできない。PPSと競合するしないに関わらず、同じ需要形態を有する需要家に対しては、同様の料金設定を行うことは御理解を賜りたい。

2つ目に、電気とガスの一括供給については、抱き合わせ販売とならないよう別々に契約して、配慮しながら販売を行っている。御理解頂きたい。

3つ目に、高圧の託送料金が高いということであるが、特別高圧・高圧の託送料金については、それぞれ託送料金の算定ルールに基づいて算出したものであり、御理解を賜りたい。

4つ目に、振替インバランス料金が高いということについてだが、卸電力取引所においては、物理的制約がある場合を除いて、他の供給区域外からの卸取引も成立していると聞いている。PPSが参入できないことについて、振替インバランス料金がネックとなっているかどうかは疑問である。

二酸化炭素の排出原単位係数については、平成18年4月1日に改正地球温暖化対策推進法が施行されることになっており、二酸化炭素排出原単位の考え方について調整が行われているところである。

電力会社の排出係数の0.375については、すべての電力会社の電源を一旦プールした後に算出されている一方、PPSの排出係数についてはPPSのみで0.602とされており、合理的に整理されているか疑問である。

どの程度正確なデータが集められるかによって排出係数の設定の際の整理の仕方が変わり得るものであり、細かい区分についても現在環境省と調整を行っているところである。また、「排出量」と「削減量」について分けて考えるべき、などの議論もしており、どのような結論が出るかはまだ分からない。

東京都の換算値では、電力会社とPPSの排出係数に開きがあるため、環境の観点から考えると、PPSからの調達が難しくなってしまう。総発電量に占める原子力発電の割合が高いほど排出係数は低くなるので、電力会社は、有利になるのではないかと。正確な数値を把握しつつ、環境面と両立していける制度ができるとありがたい。

2点質問したい。

1つ目に、安定的に電力供給できることを重視しているとのことであるが、これは停電が起こらないという信頼性を念頭に置いているのか。それとも、経営が安定しているかどうかという長期的視点で考えているのか。

2つ目に、卸電力取引所について、現在は需要家の利益に結びついていないとのことであるが、仮に需要家が取引所で直接取引できるようになった場合、参入を考えているか。

1点目については、PPSが常に質の高い電気を送電線に送るのは当然のことである。電気の取引は短期的なものではないと考えており、経営が安定しているかどうかということを中心に置いている。

2点目については、卸電力取引市場が直接参入できる段階になるには時間がかかると考えている。長期的な視点で考えており、今は購入する段階ではない。

資料にある料金の業務用と産業用の格差については、制度的に是正せずとも、市場が機能していれば、徐々に適正なバランスになるのではと考える。

自由化対象需要家ヒアリング（トステム株）

産業用特別高圧部門に関しては、電力会社の料金が安いので、新規参入者の入る余地はあまりないと考えていたが、トステムではなぜ切替が進んでいるのか。

PPSから1円でも料金の安い提案があれば、切替を行っているためである。新たな設備投資なしでコストを削減できることは非常にありがたいことである。

電力会社の小売料金体系が業務用と産業用の二本立てに分かれているが、託送料金は一本化されているので、同じ使い方をしている需要家ならば、業務用の方が契約の活路を見だしやすい。料金の面で各社のサービスが横並びであることは認識している。料金以外にもサービス向上に努めていきたい。

結果としてサービスが横並びになっているが、料金メニューで競争原理が働けばサービスも変わってくるのではないかと。

電力会社の提案が、需要家からPPSに内容が伝わってしまい、追従されてしまうので、結果として横並びになってしまうこともある。電力会社の独自性が深まるよう、情報のやり取りについては、需要家にも対応に配慮してもらいたい。

各社の料金メニューは一元的になってしまうかもしれないが、各社で供給可能なエリアは異なるため、スケールメリットを求めていくと各社のサービスは変わってくるのではないかと考える。

全国展開の企業と交渉する場合、他社からの提案内容を伝えられても、それ以上の提案ができないこともある。互いに契約交渉ごとであるので、それぞれのテクニックがあるかと思う。

電力は、需要地と発電場所の地理的な関係を差別化しにくい。サービスの差別化の仕方は他にもあると思うので、今後の楽しみである。

供給区域をまたいだ契約については、交渉しても拒否されるのか。

実態は把握していないが、供給能力の問題であると考えられる。供給可能な地域であれば、供給上問題はないのではないかと考える。

PPSの立場としては、供給力は全体的に整備されており、需要家の要望に応えられるようになってきている。しかし、各電力会社の供給区域ごとに同時同量達成のルール等需要に合わせた供給を行うという制約がある。また、全国的に送電しようとする場合、FCや各連系線において流通上の制約がある。これら二つの大きな制約があるために、要望に応えることができない。全国流通が円滑化する仕組みについても本小委員会にて考えていただきたい。

供給エリア内であれば、販売網が整備されているが、供給エリア外であると販売要員の確保等が必要となり、コストが増えてしまう。供給エリアをまたぐ場合、統一料金での提供は難しいのではないかと考える。今後はこのようなコスト的な問題も考えていかなければならないと考える。

自家発電設備設置事業者ヒアリング（大口自家発電施設者懇話会）

卸電力取引所の利用は難しいということであるが、投入量が決まらないので1日前の取引でもタイミングが早すぎるといえることか。

自家発電は生産プロセスと直接関係があり、自家発電施設だけの運転が安定していても、インプットするエネルギーがプロセスから生まれるものなので、プロセス全体の信頼性がないと、安定して発電することはできない。予定通りに発電することができない確率は、他の電気事業者より少し高い。リアルタイム市場を創設するなど、発電することができない場合のリスクヘッジ手段を考えてもらえるとありがたい。もしくは、卸電力取引所の求償価格を今よりも安くしていただきたい。

卸電力取引所でのプレイヤーの数についても、市場がより整備されていけば自家発電設備設置事業者の参加により多少は増えていくということか。

私も卸電力取引所の社員であり、活性化のために取引所の設計について意見を申し上げているところである。会員企業としては、余剰電力を売る際のリスクが少なければタマを出すと考える。ただし、タマ出しの量はそれほど多くないことは御理解頂きたい。

求償価格については、適正な水準となるよう検討していきたい。個人的に懸念しているのは、この求償価格の元となっているインバランス料金の制度を悪用された場合、スポット市場等の上限把握として機能してしまう恐れがあるのではないかとということである。

自由化により容量決定に対する判断基準が変化したということであるが、自由化以前よりも余剰電力が売れるようになり、判断基準が変わってきたことは、生産プロセスから来るエネルギーの有効活用とは異なる視点での容量決定要素ではないかと考える。電力事業としての採算性から来る容量決定となるのではないか。従来型の自家発電とは違った評価をしていく必要があると考えている。

電源コジェネとして過大な容量のコジェネを設置し熱利用をせずに余剰電力を市場に出すという動きがある。コジェネや自家発電としての助成措置を受けた上でやっているというのを聞いたことがある。

自家発電設置者はさまざまであり、購入したエネルギーと自らの副生エネルギーを使って発電し、販売したいという会員企業は存在しているが、各社の考え次第である。電源老朽更新時に、副生エネルギーの効率的利用のために新しい設備を投入すると、容量が増え余剰が生まれるのも事実。購入先がない場合については、新しい設備を入れずにコンベンショナルな物で我慢するという事は過去にもあった。

従来のコジェネに自家発電に対する助成措置は、やり過ぎではないか。

蒸気を放散しているのに助成措置を受けているのは、確かに良くないことでありチェックが必要と考える。

自家発には供給先と調達先と二つの面がある。調達の相手として自家発を考えると、卸電力取引所経由で購入することになると思うが、求償価格は振替インバランス料金及び区域外インバランスと関連した問題である。また供給の相手としての自家発を考えると、1事業者あたりの5万kWと容量が非常に大きいため、やはり取引所を活用しつつ供給して行くことになると思う。求償価格や商品種別、約定方法等の卸電力取引所の見直しを、検討してもらいたい。

取り扱う商品が限定的であることの具体的な例はあるか。

今のスポット市場は30分単位で、1日前に出さなくてはいけない。自家発は30分ごとに札を入れても、ある時間だけ約定しなかった場合、30分ごとに施設の運転を調整することはできない。ブロック商品が必要。工場が定期検査自家発のみ動いている場合で、工場が止まっている分の余剰電力を市場に出す際など一ヶ月単位ではなく、週間単位の商品、一日単位の商品もあるとありがたい。

電力系統損失の軽減や系統安定化に寄与している自家発電電源をより生かせる電力市場制度の設計に期待しているとの分散型電源を考えているコメントがあるが、自家発電を設置する需要家の視点と、分散型電源を進めてコジェネを自家発に送り込む石油会社等の視点は異なっている。後者の視点は電源を分散しロスを少なくし、電力会社と競争していくことになるが、前者の視点は、ネットワークを使って余剰電力を販売するという事となる。視点によって論点が変わるので、自家発の位置づけは難しいものである。

産業界としては、二酸化炭素の排出量を下げるために日々を努力している。低温廃熱は回収しても使い道がないので、電気で変換するのが効率的である。そのための発電設備への投資意欲を阻害するような制度にはしてもらいたくない。

制度改革が電気料金に与えた影響の定量的分析について

制度分析は有益と考えるが、起点をどことするのか。自由化以前から営業努力は行っている。他熱源、自家発との競争の延長線上に自由化による効率化努力が行われている。

また、安定供給の視点から電源構成において必ずしも経済合理性のみで行っているわけではないので御配慮ありたい。

自由化によってどのような変化が起こっているかをみるためにも自由化以前から見ていくべきと考えている。なお、自由化による効果をみるのが主眼なため、自由化以前から行っている取り組みに関しては、自由化の効果を抽出する際にはむしろ除外されることになる。定量的ではない非価格競争力としての営業努力、環境への取り組みについては、前回の小委員会の資料にもあったように、料金以外の項目で定性的な評価を行ってまいりたい。

託送料金は評価項目として電気料金に含まれるということだが、資料3においてどのようにとらえるのか。

託送料金は、送配電部門の費用に基づいており、発電部門・送電部門など部門別に費用を見ながら、託送料金についても見ていくこととなる。

なお、送電部門は自由化によって競争部門になったわけではないので、自由化のインパクトがそもそも現れるべきところなのかという論点もあるが、基本的には、託送料金も電気料金に含まれるものとする。

パンケーキの廃止の問題については、送電コストが上がったとしても安い電源を入れれば需要家のメリットとなることが廃止の理由付けとしてなっていた。本年4月から導入されたものだが、パンケーキ廃止の電気料金への影響については今後どのように評価していくのか。

財務諸表等のマクロな視点から考察するため、平成17年以降の直近のデータは含まれない。個別制度改革の中の託送制度の評価において、パンケーキ廃止により電力の広域流通が活性化されているかという視点で評価を行いたい。

これは評価メニューのごく一部ということであるが、なかなかこの手の定量的分析は難しいものなので、できることをやってみようということである。

なお、気をつけてもらいたいのは、この手の分析は元々難しい。自由化の影響を分析するのだが、そのためには、電力自由化を行わなかったとすると何が起きたか、ということがわからないとできない話であり、それを色々な手法で工夫してやろうということである。

なかなか、これ一発で出てきて、世の中全部わかったということではないので、御理解頂きたい。

次回の小委員会は、11月21日(月)に開催する。